



## 無害化処理認定施設等の処理対象となる PCB 廃棄物の拡大に係る 関係法令等の改正について

令和元年 12 月 20 日（金）

PCB を含有する汚染物（PCB 濃度 0.5%～10%）の処理体制の構築のため、環境大臣の無害化処理認定施設等の処理対象を拡大する関係法令等の改正を行いました。

あわせて、令和元年 10 月 31 日（木）から同年 11 月 29 日（金）までの間に実施した意見募集（パブリックコメント）の結果を取りまとめましたのでお知らせいたします。

### 1. 趣旨

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する汚染物（PCB 濃度 0.5%～10%）の処理体制の構築を目的とし、環境大臣の無害化処理認定施設等の処理対象を拡大するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」といいます。）を変更（閣議決定）するとともに、関係法令を改正（公布）しました。

### 2. 概要

#### <基本計画の変更>

- PCB 濃度 0.5%～10%の可燃性の汚染物等について、処理体制の構築に向けた焼却実証試験の結果を踏まえ、無害化処理認定制度の対象とした。これにより、処分期間は令和 9 年 3 月末となる。
- PCB 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みを最新の状況に更新するとともに、新たに発生した PCB 濃度 0.5%～10%の可燃性の汚染物等の量を掲載した。
- PCB 含有塗膜について、各省庁、地方公共団体及び民間事業者の保有・管理する施設を対象に実施している調査により、継続的な実態把握に努めるとともに、把握された PCB 含有塗膜は、関係法令に基づき、その濃度に応じた適正な処理を行うものとする旨明記した。
- その他、必要な時点修正等を行った。

#### <関係法令の一部改正>

以下の省令及び告示の一部を改正するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五項第一号イ及びロ並びに第十二条の七第五項第一号に規定する環境大臣が定める産業廃棄物」（令和元年 12 月環境省告示第 35 号）を新たに定めた。詳細は添付資料 2～添付資料 4 参照。

なお、パブリックコメントの対象であった「独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部改正」及び「PCB廃棄物の処理に要する費用の範囲から除外するポリ塩化ビフェニル廃棄物の制定」については、別途措置する予定。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）
- 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年7月環境省告示第98号）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第四条第二項及び第七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成28年7月環境省告示第75号）

### 3. 施行期日

- 基本計画・・・閣議決定日（12月20日）
- 関係法令・・・公布日（12月20日）

### 4. 意見募集（パブリックコメント）の結果

添付資料5のとおりです。

### 5. 資料のダウンロード用URL

<http://www.env.go.jp/press/107555.html>

添付資料1 変更後のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画

添付資料2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

添付資料3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五項第一号イ及びロ並びに第十二条の七第五項第一号に規定する環境大臣が定める産業廃棄物を定める件

添付資料4 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第四条第二項及び第七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件

添付資料5 「無害化処理認定施設等の処理対象となるPCB廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正案」に関する意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

参考資料1 低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン－焼却処理編－

参考資料2 低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課  
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

代 表 03-3581-3351

直 通 03-6457-9096

課 長 成田 浩司（内線 6871）

課長補佐 亀井 雄（内線 7871）

課長補佐 水嶋 周一（内線 7873）